

植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業実施規程

令和4年5月6日付け4農技第4号
(令和4年5月6日付け4輸国第338号輸出・国際局長承認)
一部改正 令和4年6月3日
(令和4年6月3日付け4輸国第975号輸出・国際局長承認)
一部改正 令和5年5月19日
(令和5年5月19日付け5輸国第465号輸出・国際局長承認)
一部改正 令和6年5月10日
(令和6年5月10日付け6輸国第435号輸出・国際局長承認)
一部改正 令和7年5月9日
(令和7年5月9日付け7輸国第288号輸出・国際局長承認)

第1 目的

農林水産物の輸出は販路拡大の重要な手段であり、優れた日本産品を輸出することで農業者の所得の向上が期待される。我が国で育成された優れた品種は、我が国農産物の強みを生んでおり、海外の輸出市場でも高い評価が期待される。これを継続的な輸出につなげるためには、そのような優良な品種が海外に流出し、無断で増殖されないよう対策を講じることが不可欠であり、国内外での育成者権等の知的財産権保護の取組みを行うことが必要となっている。

このため、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会は、一般社団法人日本種苗協会、一般社団法人日本果樹種苗協会、全国食用きのこ種菌協会及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターと「植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」を形成し、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108 農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び植物品種等 海外流出防止総合対策・推進事業実施要領（令和4年4月1日3輸国第5065号農林水産省輸出・国際局長通知（以下「実施要領」という。）に基づき、国の助成を受け、植物品種の海外品種登録等を支援する事業を実施するものとする。

本事業には、コンソーシアムが補助事業者（以下「事業実施主体」という。）となって事業実施者に補助金を交付する間接補助事業も含まれていることから、当該手続きについて所要の規程を定め、円滑な事業の実施を図るためにこの実施規程を定めるものとする。

第2 対象事業

この実施規程が対象とする事業（以下「本事業」という）は、実施要領第3の1「海外出願促進対策」、同2の「育成者権侵害対策」、同3「種苗資源の保護」及び同4「品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化」とする。コンソーシアムは、これら事業の公募、選定委員会の運営、これらに関する事務等を執り行うこととする。

第3 交付対象要件の定義及び補助金の額

1 交付対象要件及び補助対象経費については以下のとおりとする。

(1) 海外出願促進対策

海外における我が国品種の育成者権を確保するため、海外への品種登録出願に係る支援の対象とする品種について、当該品種の育成者権者から公募する。

(交付対象要件)

支援対象品種は、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日付け農林水産省・地域の活力創造本部決定）において、輸出戦略上重要な品目として位置づけられた品目（果樹類、いちご等）の品種並びに侵害リスクが高く、輸出への影響が懸念される栄養繁殖性植物及び穀類の品種を原則とし、申請に当たっては、輸出先国やその他必要事項を記載することとする。

有識者等で構成される選定委員会において、我が国農産物の輸出力強化に資する優先度を勘案した上で、以下の要件を満たすものを支援対象として選定し、決定する。

なお、輸出事業計画により輸出に取り組む品種、フラッグシップ輸出産地において輸出に取り組む品種（輸出事業計画及びフラッグシップ輸出産地は、別紙様式1 別添1 参照）及び種苗法の一部を改正する法律（令和2年法律第74号）による改正後の種苗法に基づき海外持出制限の届出を行っている品種については、予算の範囲内で優先的に採択するものとする。

- ① 我が国において育成され、品種登録出願されたものであること。
- ② 出願先国の植物品種保護制度において保護対象となっている品種であり、かつ、出願先国が規定する未譲渡性等の要件を満たしていること。
- ③ 海外において当該品種の品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力の強化につながるものであること。

（補助率等）

海外への品種登録や通関手続きに精通した専門知識を有する者等と契約（支援対象となる品種の育成者権者が別に選定した場合を含む。）し、その契約者又は育成者権者が海外への品種登録に関する手続き等を行う際に必要となる経費を支援し、その補助率は、我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の場合は定額、それ以外は1/2以内を支援する。

（補助対象経費）

国内経費：出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、種苗輸送経費、通関経費、通信運搬費、代理人経費、その他の出願に付帯する費用

国外経費：出願申請費、種苗提出経費、通関経費、審査費、登録費、補正資料提出経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、代理人経費、その他の出願に付帯する費用

（2）育成者権侵害対策

我が国で育成された品種の国内外における育成者権の侵害対策に必要な侵害の実態把握や、現地パートナーを活用して無断栽培を監視し効果的に侵害を防止する防衛的許諾等に要する経費等を支援することとし、支援対象とする育成者権の侵害、疑義、侵害警告、防衛的許諾等について、育成者権者等の案件当事者から公募する。

（交付対象要件）

支援対象の採択に当たっては、有識者等で構成される選定委員会において、我が国農産物の輸出力強化に資する優先度を勘案して選定する。

ただし、令和元年度植物品種等海外流出防止対策強化事業、令和2年度植物品種等海外流出防止総合対策事業、令和2年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業、令和3年度植物品種等海外流出防止総合対策事業、令和3年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業、令和4年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業、令和5年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業又は令和6年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業で採択され、現在、侵害対策が終了していない案件は、公募によらず選定対象とすることができる。

防衛的許諾を行う場合は、我が国農産物の輸出力強化の観点から、以下の要件を満たすものを対象とする。

- ① 侵害のリスクが高く、防衛的許諾によらなければ侵害を防止することが困難な国において必要な利用許諾を行うこととし、国内農業及び日本からの農産物輸出に影響を及ぼす恐れがない又は日本の輸出力強化に資する取組であること。
- ② 対象国で生産した種苗を日本及び第三国へ輸出しないなど、①を考慮した許諾内容とすること（サブライセンス先も含む。）。
- ③ 対象国において種苗の利用許諾先及びサブライセンス先を決定する場合は、相手先及び事業計画を事前に輸出・国際局長に報告すること。

（補助率等）

国内外において育成者権者等の案件当事者が行う種苗のオンライン取引の巡回・監視等の侵害疑義品の調査、権利侵害の事実を証明するために必要な調査、栽培差止めや侵害警告、訴訟等の権利行使、防衛的許諾を行うための現地パートナーの選定のための調査、許諾先との交渉・契約等に要した費用、侵害警告を受けた者が行う権利侵害に関する調査、差止請求等に要した経費の2/3以内を支援する。

（補助対象経費）

人件費、謝金、旅費、会議費、事務費（消耗品費、印刷費、翻訳費、通訳費、資料作成費等）、係争支援費、鑑定等の調査費、弁護士等費用（弁護士、弁理士等の専門家に業務を依頼する際に要する経費）、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）、その他侵害対策に付帯する費用

（3）種苗資源の保護

我が国で古くから栽培されてきた伝統野菜や、国際競争力を持つ優良な品種であって国内では種苗生産体制の維持が困難となっている親品種等の種苗資源の保護を行う事業を公募する。

（交付対象要件）

事業実施者から支援申請のあったものについて、有識者等で構成する選定委員会において以下の要件を満たすものとして認めたものを対象とする。

- ① 伝統野菜等多様な品種の開発に必要となる種苗資源の生産体制を確立し、地域において将来に渡って確実に保存する取組、在来種等の持つ特性や遺伝子情報の評価等を行う取組であること。
- ② 伝統野菜等について市場のニーズに応じて種苗資源を地域において安定的に供給する産地の体制を構築する取組であること。
- ③ 生産体制の維持が困難となっている優良な品種の親品種等について、海外に流出させないよう国内で保護管理する取組であること。

（補助率等）

支援対象の取組に係る経費の1/2以内を支援する。

（補助対象経費）

人件費、謝金、旅費、会場費、事務費（消耗品費、光熱水料、印刷費、資料作成費、通信運搬費等）、資材費、借料、特性評価試験費、遺伝子解析費、データ分析費、委託費（事

業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費)

(4) 品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化

①及び②について、コンソーシアムが実施する場合を除き、公募により実施する。

(交付対象要件)

有識者等で構成される選定委員会が、当該分野の技術開発の状況、審査効率化や育成者権侵害対策に対しての重要性等から優先度が高いと判断したものを対象とする。

なお、事業実施により得られた事業成果について、国が公共の利益のために特に必要があるとして利用を求める場合には、無償で国又は国の指定する者にその利用を認めることとする。また、事業実施により発生する特許権等の帰属については、以下の(発生する特許権等の帰属)のとおりとする。

① 品種登録制度におけるDNA判別技術の高度化

我が国で開発された優良な植物新品種の保護が、重要な課題となっているなか、植物新品種保護国際同盟国においては、新品種の審査の効率化や育成者権侵害の立証に当たっての遺伝子情報の活用に関する技術開発が進められており、我が国としても技術的な知見を集積することが必要となっている。

このため、我が国の国際競争力を有する主要作物に関し、品種登録審査や育成者権の侵害立証に遺伝子情報を活用した高度な特性調査ができるよう、病虫害抵抗性や生理的特性などの品種特性と遺伝子情報の関係性及び育成者権侵害対策に活用可能な遺伝子情報に基づく品種の判別技術を調査するとともに、日本として優先的に取り組むべき課題を明らかにする。

なお、新品種の審査の効率化等のため、事業実施による成果物であるマーカー情報については、国が公表する種別審査基準に記載できるようその利用を認めることとする。

② 輸出に重要と考えられる果樹等の品目について、DNA分析を用いた品種識別技術の開発

輸出に重要と考えられる果樹等の品目について、DNA分析を用いた品種識別技術の開発を行うとともに、すでにDNA分析による品種識別が可能な品目についても、最近品種登録された最新品種(輸出重要品目)について審査の効率化や侵害に対し迅速に対応できるようDNA品種識別データベースへの追加整理等を行う。

さらに、海外流出や侵害(海外から第三国への流出等)のおそれのある品種については、簡易な分析手法(簡易キット)を開発する。

(発生する特許権等の帰属)

事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体又は民間団体等に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体又は民間団体等は次の条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体又は民間団体等から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

ア 事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく輸出・国際局長に報告すること。

イ 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。

ウ 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

エ 事業期間中及び事業終了後5年間において、事業実施主体、民間団体等又は事業の一部を受託する団体は、事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体、民間団体等又は当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

(補助率等)

支援対象の取組に係る経費の定額を支援する。

(補助対象経費)

人件費（賃金、技能者給）、旅費、謝金、会場借料、使用料及び賃借料、試料作成費、分析費、栽培試験費、役務費、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）、備品費、事務費（消耗品費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費）、その他必要な付帯費用

2 コンソーシアムは、この実施規程に係る補助金について、国から交付決定を受けた額の範囲内において、必要な経費を間接補助事業支援決定者に対して補助する。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

3 選定委員会

選定委員は、農林水産省の担当者と調整の上、選任する。なお、個々の品種ごとの審査や、各案件の審査については、担当作物分野の専門家に随時依頼して行い、委員会においては、選定に当たっての基本的考え方等について確認するものとする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

第5 事業実施計画（変更）の提出及び補助金交付の申請

1 事業実施計画の提出

公募により選定された事業実施者は、別記様式1により作成した事業実施計画、併せて、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会が提供する環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートをコンソーシアムに提出するものとする。海外への品種登録出願の事業実施計画には、出願品種名、出願先国・地域、国内代理人（定まっている場合）を明記することとする。

なお、事業実施計画を変更又は中止若しくは廃止する場合には、これに準じて行う。

2 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、第3の1の(2)のただし書きの事業において、事業の効果的な実施を図る上で、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施者は、あらかじめ、コンソーシアムの適正な指導を受けた上で、その理由を明記した植物品種等海外流出防止総合対策事業に関する交付決定前着手届(別記様式2)をコンソーシアムに提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施者は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

3 補助金交付の申請

事業実施者は、補助金の交付(又は追加交付)を受けようとするときは、交付申請書を別記様式3(追加交付の場合は別記様式4)により作成し、コンソーシアムに提出するものとする。

なお、事業実施者は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施者については、この限りでない。

4 交付決定

コンソーシアムは、3の交付申請書の提出があった時は、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、予算の範囲内で見込まれる交付金額を明示して事業実施者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。ただし、コンソーシアムは、これに先立って第3の1の(2)で防衛的許諾を行う場合など、事前に事採択計画等を農林水産省の担当者へ報告し了解を得た上で実施する。

5 申請の取り下げの手続き

事業実施者は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受ける前又は交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面をコンソーシアムに提出しなければならない。

第6 実績報告

1 事業実施者は、本事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和8年3月16日(種苗資源の保護及び品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化は、令和8年2月27日)のいずれか早い日までに、別記様式5により実績報告書を作成し、コンソーシアムに到達するよう提出するものとする。また、事業実施者は、事業実施計画の提出時に併せて提出した環境負荷低減のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業実施主体に提出するものとする。なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

2 「海外出願促進対策」については、出願先国当局から出願拒絶される等のやむを得ない理由により事業が終了することや遅延することもあるが、海外への品種登録出願の支援が目的であることから、事業期間内に取り組むことができた内容をもって本事業の完了とする。

- 3 第5の3のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れの消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5の3のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施者は、1に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を別記様式5の消費税相当額報告書により速やかにコンソーシアムに報告するとともに、コンソーシアムの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年度の5月31日までに、同様式によりコンソーシアムに報告しなければならない。

第7 補助金の支払の手続き

- 1 コンソーシアムは、実績報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。
- 2 コンソーシアムは、事業実施者に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとし、第6の実績報告書の提出が3月16日となった場合であっても、前項に規定する通知及び支払を令和8年3月31日までに完了する。
- 3 「海外出願促進対策」事業に係る代理人手数料（コンソーシアムと契約を結んだ代理人（以下「指定代理人という」）に限る。）については、コンソーシアムが契約に基づき経費の定額又は1/2以内を直接指定代理人に支払うことができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施者は、本規程に基づく事業の実施者として、必要な情報を集め、所要の手続きを主体的に行うものとする。
- 4 前号の場合を除き、事業実施者は、補助金の一部について概算払を受けることができる。概算払いを受けようとする事業実施者は、別記様式7により概算払請求書をコンソーシアムに提出するものとする。

第8 交付決定の取り消し等の手続き

- 1 コンソーシアムは、第5の1の事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5の4の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。
 - (1) 事業実施者が、法令、実施要綱、交付要項若しくは実施要領、本規程に基づく交付決定者の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 コンソーシアムは、前項による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 コンソーシアムは、第1項の(1)から(3)までによる取り消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、

年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

第9 事業実施主体による調査 1 事業実施状況の報告

コンソーシアムは、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 指導

コンソーシアムは、前項に定める事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が著しく遅延していると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第10 個人情報保護等にかかる対応

コンソーシアムが設置する審査委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た事業実施者の本事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第11 その他 1 助成対象

事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

2 事業実施主体の事業遂行

事業実施主体は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附 則

この実施規程は、農林水産省輸出・国際局長の承認のあった日（令和4年5月6日）から施行する。

附 則

- 1 この実施規程は、農林水産省輸出・国際局長の承認のあった日（令和4年6月3日）から施行する。
- 2 この実施規程による改正前の実施規程により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施規程は、農林水産省輸出・国際局長の承認のあった日（令和5年5月19日）から施行する。
- 2 この実施規程による改正前の実施規程により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施規程は、農林水産省輸出・国際局長の承認のあった日（令和6年5月10日）から施行する。
- 2 この実施規程による改正前の実施規程により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施規程は、農林水産省輸出・国際局長の承認のあった日（令和7年5月9日）から施行する。
- 2 この実施規程による改正前の実施規程により実施した事業については、なお従前の例による。